

衆議院 災害対策特別委員会議録 第五号

平成二十六年十月二十四日(金曜日)

平成二十六年十月二十四日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 梶山 弘志君

理事 平口 洋君 理事

理事 松本 文明君

理事 山之内 肇君

理事 井林 辰憲君

大見 正君

神山 佐市君

小松 裕君

武部 新君

藤井比早之君

務台 俊介君

湯川 一行君

菊田真紀子君

鈴木 望君

濱村 進君

西野 弘一君

高橋千鶴子君

山谷えり子君

西村 康穂君

松本 洋平君

小宮山泰子君

中丸 山内 康一君

小宮山泰子君

智君

小松 裕君

均君

木内 均君

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第四条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第四十七条第二項の項中

防災計画
指針

くは原子力災害対策
を
防災計画の
指針の
防災計画若しくは原子力災害対策
に

改め、同条第二項の表第七十六条の四の項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改め、同項の
次に次のように加える。

第七十六条の六第一項

災害が発生した場合

原子力緊急事態宣言があつた時
から原子力緊急事態解除宣言が
あるまでの間

第七十六条の七	災害応急対策	緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
---------	--------	----------	----------

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機
構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次の
ように改正する。

第七十二条第一項第九号中「昭和三十一年法律

六年法律第二百二十三号」を加え、「同法」を

「道路整備特別措置法」に改める。

第七十二条第一項中「道路整備特別措置法」の
下に「及び災害対策基本法」を加える。
(武力攻撃事態等における国民の保護のための
措置に関する法律の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のた
めの措置に関する法律(平成十六年法律第百十
二号)の一部を次のように改正する。
第一百五十五条第二項中「及び第七十六条の二
から第七十六条の四まで」を「第七十六条の
二、第七十六条の三及び第七十六条の五」に、
「第七十六条の四中」を「第七十六条の五中」に改
める。

平成二十六年十月三十一日印刷

平成二十六年十一月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A